# 〈言語〉派法理論:略説

## 橋 爪 大三郎

法理論というとき、わたしの考えているのは、ある特定の法体系を所与として、そこから必要な知識をとりだそうとする法解釈学でもなければ、また、法の実務的知識でもない。むしろ、一連の社会事象のなかでとりわけ法とよばれるものが、どのような固有性と必然性とを帯びて存立しているのかを明らかにする作業、つまり、法とはなにかを本質的に語る社会理論である。こう規定するなら、法理論の名に値する議論は、いまも殆ど見当らないといえよう。

そこでわたしは、独自に、〈言語〉派社会学のブランにもとづく〈言語〉派法理論を構想する。 〈言語〉派社会学とは、社会現象の真正の媒介項として、まず〈言語〉に注目するところからは じめる社会理論である。それゆえ、〈言語〉派法理論も、法現象がつねに言語行為としてあらわれ ざるをえない事実を、あらためてふまえ、それがどのように特殊な言語行為であるのかを突きとめ ようとした。その結論を言えば、つぎのようだ――人々が個別的な状況の困難に対処するに際して、 共同利害(ないし社会規範)を告知する言表を、非人称による発話として実現するところに、法現 象の核心がある。これは、未開な法形態であろうと、また、われわれのしる近代法秩序であろうと、 かわるものではない。それらの外見を異なったものにしているのは、法に付随する諸現象にすぎな いとみるべきだ。したがって、〈言語〉派法理論は、法の本質論を、人称構造ならびに執行概念の 上に構成する。それに対して、法の歴史的な展開系列をその具体相において論じる場合には、(統 治の権力論、さらには(法)テキスト論をも、援用することになる。

#### 人 称 構 造

人称構造は、1人称/2人称/3人称/非人称といった、一連の人称価を、そのつど対称に配当する。各人称価は、おおまかに言って、つぎのように規定できるだろう:

- (1) 現に対称化の焦点となっている人称の人称価が、2人称である。
- \* 本稿は、昨秋まとめた「<言語>派法理論:要綱」を圧縮し、骨子を略述したものです。

- (2) 2人称からの分称において保持される自称の人称価が、1人称である。
- (3) 2人称となりうる対称が現にもつ人称価が、3人称である。
- (4) 2人称となりえない対称の人称価が、非人称である。

とのようないみでの非人称に、人は、通常の仕方で出逢うことはできない。ただ言語を介して、出 逢うことができるだけである。

人称構造は了解作用と切り離すことができない、それ故、言語の営みをその根底において支えるものである。人称構造は、言語に投影される。人称詞や人称現象もそうであろうが、そうした表層にでなく、言語の深層に、この了解の図式が探りあてられる。たとえば、言語の指示作用の根拠をなすものは、3人称の成立であり、これが言及可能性を保証している。人が自己を言及可能な対称としてつかむのも、このような人称構造を介してである。

人称構造は、間身体的である、というのは、人は、そのときどきの発話一受話の情況に応じて、 自分が、1人称、2人称、3人称の規定をうけとることを、了解してしまうから。このように、言 語は、ある個体がまったく手なづけている世界認識の道具であることはできず、むしろ個体の外に あって、世界それ自体をかたちづくるようなものにみえる。

#### 非人称による発話

かりに言語と世界とが互いに外在するならば(すなわち、言語が、世界からいわば切断可能であり、既にある世界をたんにうつしだすにすぎないとするならば)、言語を正確・厳密なものにとぎすましていくことにより、世界に関する行きとどいた知識を手にすることができる、とも見込まれよう。たとえば、論理実証派は、このような立場にある。こうした考え方は妥当だろうか? 執行文(performative sentences)に着目するAustinが反対しようとしたのは、まさに、このような言語と世界の捉え方であった。

Austinは、ことばを喋るという行為を、①locutional act,②illocutional act,③ perlocutional act の 3層に分解してみせた。ここで、発話の執行的を性格を示しているのは、②である。もし話行為が、発音のための筋運動のたぐい(①)や、発言に付随する一連の出来事(③)にすっかり解消されてしまうなら、とりたてて言語に注目する謂れはないことになろう。しかし、約束や態度表明、判決など、一連のタイプの発話の存在は、その逆を示している。話行為はそれ自身、社会関係を創りだしていく力をもつ、すなわち、言語は世界( $\div$ 社会)の真の構成素なのだ。— この帰結は、<言語>派社会学の主論点と、軌を一にしている。

このように言語と世界とは切断できないのだから、どんな話行為も、それ自身がらみだす世界一一発話一受話の情況――に、いわば回帰的(recursive)に、かかわってしまりはずだ。すべての発話には、その情況が課す人称構造が刻みとまれている。Rossの試みる執行分析(performative analysis)は、こうした事態を剔出する。Ross は、生成意味論の立場から、すべての発話の深層に(一連の)抽象的な伝達動詞を含む親文を考えるよう、提案した。たとえば、"John Ioves Mary。"の意味構造は、ほぼ次のようである(今井[1975:232]):

(5) I TELL vou [ John loves Mary ].

意味構造をとのように設定すべき根拠にはいるいろあるが、大切なのはつぎのことである―― 一般に発話の意味を解明しようとする以上は、どうしても、その根底に、発話-受話の情況と人称構造とを見透さないわけにはいかないこと。

ことでわたしは、ひとつの疑問を呈する。いったい、どんな発話の意味構造も、かならず1人称を発話主体とするものだろうか? なかには、発話一受話の個別の情況にうまく着床できずに、通常の人称構造を剝落させてしまうような種類の発話が、あるのではなかろうか? わたしのみるところ、法的言説などは、こうした発話の典型である。判事の言表が判決でありうるのは、逆説めくが、その発話主体が「彼本人でありえない」限りにおいてであろう。こうした発話を、1人称ならざる非人称による発話として、一括しておく。法的言説をまず特徴づけるのは、このような特異な人称構造にほかならない。

いわゆる「未開」の社会であれば、どこも、必ずと言っていいほど、さまざまの憑依や卜占の諸形式によって充ち満ちているのは、どりしてか? とれは、それらが原初的た法の一般的たあり方であることによる。これら社会においても、その共同利害は、現に各人のあいだにはたらく相互拘束としてあるにちがいないが、その均衡をつき崩すような事態がおきた場合、危機に瀕した秩序は、補綴されればならない。とこに「ことば」が必要とされている。しかし、共同利害のあり方は、個体の恣意を超えているから、これを通常の仕方で言表するわけにはいかない。憑依は、個体の心的喪失という代償によって、発話主体を奪人称化し、個と共同の矛盾に対処する、直蔵な仕方である。憑依にみまわれる個体の言語的営為が、架空の発話一受話の情況に仮託され、非人称による発話(すなわち、憑依者および万人にとっての受話)として経験される。(いわゆる「お告げ」の類い。)何か緊要を場面で共同利害が執行的な発話(法的言説)に表明されるためには、このような虚構が不可避である。言説が非人称性を獲得しているところに、法的言説が人々を緊縛しおおせる最終的な根拠がある、といえよう。

#### 実 定 法 的 転 倒

このように描きだされた原初的な法の姿は、われわれの識る法へと純化(分化)していたい。なお宗教的、政治的、文学的、……な契機にまみれており、むしろ、原宗教とでもよぶほうがよいほどの渾融態をなしている。ここから近代法にまでいたる、法の一連の展開系列を想定してみることができるが、その展開の論理を追うには、権力とテキストとにぜひ注目すべきだろう。

社会から統治権力が、さらにまた司法権力が分化するに伴い、法的言説のはらむ非人称性は、恐依からはなれ、冷静を人々の営む権力機構のなかへと転移していくはずである。組織の集合的な作動連関には、もともと奪人称化的な契機がふくまれている。それに、原初的な法による判定は、周囲から予測がつきにくく、より複雑な社会を維持する権力装置としては不適当であるだろう。統治権力が拡大するにつれて、法的言説は、分化した統治権力の利害を反映しらるものとなる。いわば法は、権力の関数である。極端な場合には、法が支配のプロセスへと包摂されてしまい、ついには統治権力それ自身が法の源泉であると表象されるまでになる。

他方、文字の採用によって、法的言説の拠りどころをテキストの形で定在させることが可能となった。文字の発生は、権力と切ってもきれない。そのために、法テキストは、まず統治権力(者)の命令をその内容としたけれども、大切なのは、法テキストに書きとめられるものは何もそれに限らないこと、そして、法的言説の源泉を、統治権力からも外在するテキストの形に措定したこと、の2点である。法的言説の非人称性は、テキストという間身体的定在のなかに、その棲みかを見出した。

法は、それと相関する権力の形態、テキストの形態を離れては、論じられない。権力には権力の、 またテキスト操作にはそれなりの特質と制約があり、それらがひるがえってまた法のあり方を規定 するからである。近代法も、権力とテキストとの交錯が編みあげた法の展開の1極限形として、位 電づけられる。

ところで、近代法とはなにか? 近代では、いかなる法もそのことごとくが(原理的に)変更可能なものとみなされる。このような作為の相のもとにつかまれた法を、Luhmann にならって、ひとまず実定法とよぶことにしよう。近代法は、実定法の体系として組織されるにいたった。それゆえ、近代法は、それ以前の法に較べて、さながらある種の転倒を経たものの如くである。これを、実定法的転倒と称することにする。法はいまや(原則として)テキストの形で定在するから、法の変更可能性は、テキストの書替え可能性をいみする。法はこうして、社会過程(たとえば、権力)に対して、ますまず相対的なものにしかすぎなくなったかのように、みえるかもしれない。しかし、法を書きかえる権力のはたらきは、それ自身、当の法体系にてらして合法なものでなければならない。かっては、権力がその恣意にもとづいてつぎつぎ法テキストを産出した(ようにみえた)のに対し、今度は逆に、法テキストが権力それ自体をはじめてうみだすようにみえる。法テキストの効力は、権力の織りなす状況から無縁(context free)に、法的論理関係を通してだけ発現するもののようだ。このような転倒が、法を、社会の切りはなされた一領域のようにしている。

こうした近代法特有の前提が自明視され、それゆえ没却されると、問題はすべて、法テキストの解釈手続き、あるいは、法の論理をたどることのなかにしかないように、思われてくる。近代法学がこうした範囲の仕事をしている間は、近代社会のlocal knowledge(原住民の知見)としてそれなりの資料価値があるとしても、法理論としては、はなはだ底の浅いものにとどまる。<言語>派法理論は、権力、そしてとりわけテキストのあり様を解明することを通じて、法と社会とを統一的な視野のうちに収めることを企図する。近代民主制の錯綜した手続き体系、そしてそれを支える膨大な法テキストは、法的言説の非人称性をあたうる限り外置したところに、うみだされたものである。このように考えてきてはじめて、法現象を正当に扱う法理論の基礎が固められた、と言えよう。

### 文 献

Austin, John L.1960 <u>How To Do Things With Words</u>, Oxford Univ.Press = 1978 坂本百大訳,『言語と行為』,大修館書店。

今 井 邦 彦 1975 『変形文法のはなし』,大修館書店。

Luhmann, Niklas 1972 <u>Rechtssoziologie</u>, Rowohlt = 1977 村上淳一·六本佳平訳,『法社会学』,岩波書店。

(はしづめ だいさぶろう)